

京都市公舎管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年4月8日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第5号

京都市公舎管理規則の一部を改正する規則

京都市公舎管理規則の一部を次のように改正する。

別表職員公舎の款総合企画局の項の次に次の1項を加える。

理	財	局	局職員住宅	1
---	---	---	-------	---

附 則

この規則は、平成16年4月10日から施行する。

(理財局財務部財産監理課)